

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 5G契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(一般契約申込の方法)</p> <p>第8条 一般契約(コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するもの及びコースBに係るものを除きます。)の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う5Gサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 一般契約(コースBに係るものに限ります。)の申込みをすることができる者は、次の全てに該当する者とします。</p> <p>(1) 個人であって満18歳に達した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>(一般契約の区分の変更)</p> <p>第13条の2 一般契約者(コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者を除きます。以下この条において同じとします。)は、一般契約に係る区分の変更を請求することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般契約に係る区分の変更(コースBへの変更に限ります。)を請求することができる一般契約者は、次の全てに該当する者とします。</p> <p>(1) 個人であって満18歳に達した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(一般契約に係る名義変更)</p> <p>第15条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更(氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。)を請求することができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、一般契約(コースBに係るものに限ります。)に係る名義変更の請求は、新たにその一般契約者になろうとする者が次の全てに該当する場合に限り、行うことができます。</p> <p>(1) その一般契約に係る登録利用者(第75条(利用者登録)に規定するものをいいます。)であって、満18歳に達した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第16条～第17条 (略)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 5G契約</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(一般契約申込の方法)</p> <p>第8条 一般契約(コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するもの及びコースBに係るものを除きます。)の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う5Gサービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 一般契約(コースBに係るものに限ります。)の申込みをすることができる者は、次の全てに該当する者とします。</p> <p>(1) 個人であって満20歳に達した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>(一般契約の区分の変更)</p> <p>第13条の2 一般契約者(コースAに係るものであって当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択している者を除きます。以下この条において同じとします。)は、一般契約に係る区分の変更を請求することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、一般契約に係る区分の変更(コースBへの変更に限ります。)を請求することができる一般契約者は、次の全てに該当する者とします。</p> <p>(1) 個人であって満20歳に達した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(一般契約に係る名義変更)</p> <p>第15条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更(氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。)を請求することができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、一般契約(コースBに係るものに限ります。)に係る名義変更の請求は、新たにその一般契約者になろうとする者が次の全てに該当する場合に限り、行うことができます。</p> <p>(1) その一般契約に係る登録利用者(第75条(利用者登録)に規定するものをいいます。)であって、満20歳に達した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第16条～第17条 (略)</p>

第3節 (略)

第3章の2～第11章 (略)

第12章 雑則

第64条～第74条 (略)

(利用者登録)

第75条 5 G契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る5 Gを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2 前項の規定にかかわらず、5 G契約者は、5 G契約（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）の申込み、一般契約に係る区分の変更（コースBへの変更に限ります。）の請求又は5 G契約（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）に係る名義変更の請求の承諾を受けた際に、その契約に係る5 Gを主に利用する者（その5 G契約者又はその5 G契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する満18歳に満たない者に限ります。）を指定し、利用者登録を行っていただきます。

3～12 (略)

(注) (略)

第76条～第84条 (略)

第13章 (略)

料金表

通則

1～47 (略)

(注) (略)

別記

1～6 (略)

7 その他のサービスに関する料金等

(1)～(3) (略)

(4) 番号案内料等

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
番号案内料	1電話番号等ごとに	250円（275円）
(略)		

別表1～別表7 (略)

第3節 (略)

第3章の2～第11章 (略)

第12章 雑則

第64条～第74条 (略)

(利用者登録)

第75条 5 G契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る5 Gを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2 前項の規定にかかわらず、5 G契約者は、5 G契約（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）の申込み、一般契約に係る区分の変更（コースBへの変更に限ります。）の請求又は5 G契約（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）に係る名義変更の請求の承諾を受けた際に、その契約に係る5 Gを主に利用する者（その5 G契約者又はその5 G契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する20歳に満たない者に限ります。）を指定し、利用者登録を行っていただきます。

3～12 (略)

(注) (略)

第76条～第84条 (略)

第13章 (略)

料金表

通則

1～47 (略)

(注) (略)

別記

1～6 (略)

7 その他のサービスに関する料金等

(1)～(3) (略)

(4) 番号案内料等

区 分	単 位	料 金 額
		税抜額 200円（税込額 220円）
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額 200円（税込額 220円）
(略)		

別表1～別表7 (略)

附 則（令和4年3月25日経企第3309号）  
この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第1章～第12章 (略)

第13章 雑則

第65条～第78条の2 (略)

( i モード等を利用した請求方法等)

第78条の3 X i 契約者は、当社が定める商品又は権利の購入若しくは役務提供その他の取引を行う場合において、当社が定める方法により暗証番号を利用して、氏名、住所その他の情報の開示に関する請求を行うことができます。

2 当社は、前項の規定により請求等があったときは、その請求等を契約者からの請求とみなします。

第78条の4～第80条の2 (略)

第14章 (略)

料金表

通則

1～47 (略)

(注) (略)

別記

1～6 (略)

7 その他のサービスに関する料金等

(1)～(3) (略)

(4) 番号案内料等

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
番号案内料	1電話番号等ごとに	250円 ( 275円)
(略)		

別表1～別表7 (略)

附 則 (令和4年3月25日経企第3309号)

[ 現 行 ]

第1章～第12章 (略)

第13章 雑則

第65条～第78条の2 (略)

( i モード等を利用した請求方法等)

第78条の3 X i 契約者は、当社が定める商品又は権利の購入若しくは役務提供その他の取引を行う場合において、当社が定める方法により暗証番号を利用して、氏名、住所その他の情報の開示に関する請求を行うことができます。

2 当社は、前項の規定により請求等があったときは、その請求等を契約者からの請求とみなします。

3 X i 契約者は、第1項の規定により開示された情報を、当社が定める方法により、当社が設置した電気通信設備において保存、編集又は削除することができます。

4 当社は、X i 契約に係る名義変更 (当社が別に定める場合を除きます。) があったときは、保存されている情報を消去します。この場合において、消去された情報の復元はできません。

第78条の4～第80条の2 (略)

第14章 (略)

料金表

通則

1～47 (略)

(注) (略)

別記

1～6 (略)

7 その他のサービスに関する料金等

(1)～(3) (略)

(4) 番号案内料等

区 分	単 位	料 金 額
		税抜額 200円 (税込額 220円)
番号案内料	1電話番号等ごとに	税抜額 200円 (税込額 220円)
(略)		

別表1～別表7 (略)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第1605号（令和元年9月24日）の附則第3項第3号を次のとおり改めます。

(3) 災害用伝言板サービスは、次のとおりとします

ア 災害用伝言板サービスは、当社が定める期間に限り利用することができます。

イ 削除

ウ 災害用伝言板サービスを利用して登録された情報については、当社が定める時間が経過した後、消去します。

エ 災害用伝言板サービスを利用して登録できる情報の件数等は、当社が定める数以内とします。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

- 附 則（令和 4 年 3 月 25 日 経 企 第 3309 号）  
（実施期日）
- 1 この附則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。  
（経過措置）
  - 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（その他）
  - 3 経 企 第 621 号（平成 22 年 8 月 24 日）の附則第 5 項を次のように改めます。  
5 削除
  - 4 経 企 第 1022 号（平成 25 年 11 月 14 日）の附則第 3 項を次のように改めます。  
3 削除
  - 5 経 企 第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）の附則第 7 項第 3 号を次のとおり改めます。  
（3）災害用伝言板サービスは、次のとおりとします。  
ア 災害用伝言板サービスは、当社が定める期間に限り利用することができます。  
イ 削除  
ウ 災害用伝言板サービスを利用して登録された情報については、当社が定める時間が経過した後、消去します。  
エ 災害用伝言板サービスを利用して登録できる情報の件数等は、当社が定める数以内とします。
  - 6 経 企 第 3254 号（令和 2 年 3 月 26 日）の附則を次のように改めます。  
（1）第 3 項を次のように改めます。  
ア 第 26 号のイの(ア)の表を次のように改めます。

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
番号案内料	1 電話番号等ごとに	250円（ 275円）
番号案内接続通信料		その契約者回線から番号案内事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に係る料金額と同額

- イ 第 27 号のアの表中、画像情報蓄積機能（お便りフォトサービス）及びかんたん位置情報機能に関する部分を削除します。
  - ウ 第 27 号のイ中、「付加機能（画像情報蓄積機能、ビジネスmoperaテレメトリ機能及びかんたん位置情報機能を除きます。）」を「付加機能（ビジネスmoperaテレメトリ機能を除きます。）」に改めます。
  - エ 第 27 号のウ中、「ライトプランに係るmoperaU機能、i モード電子メール転送機能及びかんたん位置情報機能に係る付加機能使用料」を「ライトプランに係るmoperaU機能及び i モード電子メール転送機能に係る付加機能使用料」に改めます。
- （2）第 6 項を次のように改めます。  
ア 「改正前の規定により提供されているユビキタスプラン S、ユビキタスプラン M、お便りフォトプランフラット及びトランシーバプラン（以下この附則において「ユビキタスプラン S 等」といいます。）を「改正前の規定により提供されているユビキタスプラン S、ユビキタスプラン M 及びトランシーバプラン（以下この附則において「ユビキタスプラン S 等」といいます。）に改めます。  
イ 第 1 号を次のように改めます。  
（1）ユビキタスプラン S 等（ユビキタスプラン S 及びユビキタスプラン M に限ります。）の F O M A ユビキタスに係る通信の種類は、パケット通信モード（128k 通信モード及びハイスピードモードを除きます。）及びショートメッセージ通信モードに、トランシーバプランの F O M A ユビキタスに係る通信の種類はトランシーバ通信モードに限ります。  
ウ 第 2 号の ア中、「お便りフォトプランフラット及びトランシーバプランに係る F O M A ユビキタス定期契約」を「トランシーバプランに係る F O M A ユビキタス定期契約」に改めます。

エ 第 3 号を次のように改めます。

(ア) アの表中、お便りフォトプランフラットに関する部分を削除します。

(イ) イを次のように改めます。

イ 削除

(ウ) ウの(ア)を次のように改めます。

(ア) F O M A ユビキタスがトランシーバプランに係る F O M A ユビキタス定期契約に関するものであるときは、アに規定する基本使用料の額から次表に規定する額を減額して適用します。

基本使用料の料金種別		料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
F O M A ユビキタス	トランシーバプラン	700円（ 770円）

(エ) エを次のように改めます。

オ ユビキタスプラン S 等の F O M A ユビキタスに係る電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（e ビリング）を受けている場合の基本使用料の減額については、改正後の規定におけるタイプ S S 等の F O M A の場合に準じるものとします。

オ 第 4 号の(ア)の①の表中、お便りフォトプランフラットに関する部分を削除します。

ワ イ ド ス タ - 通 信 サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

(注1)～(注2) (略)

第1表～第2表 (略)

第3表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
番号案内料	1 電話番号等ごとに	250円 ( 275円)
(略)		

第4表～第5表 (略)

別表1～別表8 (略)

附 則 (令和4年3月25日経企第3309号)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

[ 現 行 ]

第1章～第13章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

(注1)～(注2) (略)

第1表～第2表 (略)

第3表 番号案内料等

1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 200円 (税込額 220円)
(略)		

第4表～第5表 (略)

別表1～別表8 (略)

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第35条 当社は、契約者から請求があったときは、別表2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。 ただし、第47条 (預託金) に規定する預託金を預け入れないときは、当社はその請求を承諾しないことがあります。</p> <p><u>2～4</u> (略)</p> <p>第7章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和4年3月25日経企第3309号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前 のとおりとします。 (その他)</p> <p>3 経企第1156号 (平成27年9月18日) の附則第3項及び第4項を次のように改めます。 3 削除 4 削除</p>	<p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第35条 当社は、契約者から請求があったときは、別表2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。 ただし、第47条 (預託金) に規定する預託金を預け入れないときは、当社はその請求を承諾しないことがあります。</p> <p><u>2 別表2に規定する付加機能のうち位置情報受信機能については、前項の規定にかかわらず、第7種接続装置に係るビジネス mopera契約者から請求があったものとみなして取り扱います。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第7章～第13章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(指定5G回線等の指定)</p> <p>第3条 申込者は、本契約の申込みにあたり、指定5G回線等（指定商品を主として接続する申込者の1の5G（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。））、5Ghomeでんわ、X i、X i ユビキタス、F O M A 又は F O M A ユビキタス（5Gサービス契約約款、X i サービス契約約款又は F O M A サービス契約約款（以下「5G約款等」といいます。）に規定するものをいいます。）をいいます。以下同じとします。）を指定することができます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、申込者は、本契約の申込みにあたり、指定5G回線等を指定していただきます。</p> <p>(1) 当社と5G契約（home5Gプランに限りします。）を締結している者が、当社が別に定める5G対応ホームルーターに係る本契約の申込みをするときは、その5G契約に係る5Gを指定5G回線等に指定していただきます。</p> <p>(2) 当社と5Ghomeでんわ契約を締結している者が、当社が別に定める固定電話サービス対応製品に係る本契約の申込みをするときは、その5Ghomeでんわ契約に係る5Ghomeでんわを指定5G回線等に指定していただきます。</p> <p>(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める5G対応ホームルーター及び固定電話サービス対応製品は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p> <p>(契約の申込方法及び承諾等)</p> <p>第4条 申込者は、本契約の申込みをするときには、次に掲げる事項について記載した当社所定の書面を本申込書記載の契約事務を行う販売店に提出していただきます。</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(本契約の申込みをすることができる者の条件)</p> <p>第3条 本契約の申込みをすることができる者は、次のいずれかに該当する者とします。</p> <p>ただし、本契約の申込みと同時に、当社が別に定める「スマホおかしプログラム提供条件書」に規定する対象機種種の購入に係るスマホおかしプログラム又は当社が別に定める「いつでもカエドキプログラム提供条件書」に規定する対象機種種の購入に係るいつでもカエドキプログラムの申込みをするときは、この限りではありません。</p> <p>(1) 当社の5Gサービス契約約款（以下「5G約款」といいます。）に定めるところにより、当社と5G契約（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。）を締結している者</p> <p>(2) 当社のX i サービス契約約款（以下「X i 約款」といいます。）に定めるところにより、当社とX i 契約又はX i ユビキタス契約（基本使用料の料金種別が、X i 約款に規定するX i デバイスプラス300又はX i デバイスプラス500であるものに限りします。）を締結している者</p> <p>(3) 当社のF O M A サービス契約約款（以下「F O M A 約款」といいます。）に定めるところにより、当社とF O M A 契約（基本使用料の料金種別が、F O M A 約款に規定するパリュープラン以外のものであるものを除きます。）又はF O M A ユビキタス契約（基本使用料の料金種別が、F O M A 約款に規定するお便りフォトプランプラット、お便りフォトプラン等、定額ユビキタスプラン、F O M A デバイスプラス300又はF O M A デバイスプラス500であるものに限りします。）を締結している者</p> <p>2 前項の規定によるほか、次のいずれかに該当する者は、当社が指定する販売店において、その契約の締結と同時の場合に限り、本契約の申込みをすることができます。</p> <p>(1) N T T コミュニケーションズ株式会社のI P 通信網サービス契約約款別冊（以下「I P 通信網約款別冊」といいます。）に定める第2種契約（定額利用料の区分が、I P 通信網約款別冊に規定するタイプ6-3のコース1のメニュー1のプラン3であるものに限りします。）を締結した者</p> <p>(2) トーンライフスタイル株式会社のトーンモバイル for docomoサービス利用規約に定めるトーンモバイル for docomoサービスに係る契約を締結した者</p> <p>(指定5G回線等の指定)</p> <p>第3条の2 申込者（前条第2項の規定により本契約の申込みをする者を除きます。）は、本契約の申込みにあたり、指定5G回線等（指定商品を主として接続する申込者の1の5G（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。））、X i、X i ユビキタス、F O M A 又は F O M A ユビキタス（5G約款、X i 約款又はF O M A 約款（以下「5G約款等」といいます。）に規定するものをいいます。）をいいます。以下同じとします。）を指定していただきます。</p> <p>ただし、前条のただし書きの場合であって、申込者から指定5G回線等を指定しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。</p> <p>(契約の申込方法及び承諾等)</p> <p>第4条 申込者は、本契約の申込みをするときには、次に掲げる事項について記載した当社所定の書面を本申込書記載の契約事務を行う販売店に提出していただきます。</p>

(1)～(2) (略)

(3) 指定 5 G 回線等 (前条の規定により申込者が指定 5 G 回線等を指定するときに限ります。)

(4) (略)

2 (略)

3 当社は、次の場合にはその申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(8) (略)

第 5 条～第 9 条 (略)

(契約上の地位の譲渡)

第10条 契約者は、本契約 (指定 5 G 回線等の指定があるものを除きます。) の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、請求することができます。

2 契約者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により、所属 5 G サービス取扱所、所属 X i サービス取扱所又は所属 F O M A サービス取扱所 (5 G 約款等に規定するものをいいます。以下同じとします。) に請求していただきます。

3～4 (略)

5 契約者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により、所属 5 G サービス取扱所、所属 X i サービス取扱所又は所属 F O M A サービス取扱所に請求していただきます。

6 (略)

第11条～第19条 (略)

(1)～(2) (略)

(3) 指定 5 G 回線等 (申込者が第 3 条第 2 項の規定により本契約の申込みをするとき又は前条の規定により申込者から指定 5 G 回線等を指定しない旨の意思表示があつたときを除きます。)

(4) (略)

2 (略)

3 当社は、次の場合にはその申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(8) (略)

第 5 条～第 9 条 (略)

(契約上の地位の譲渡)

第10条 契約者は、本契約 (指定 5 G 回線等の指定があるものを除きます。) の契約上の地位の譲渡を、当社の承諾を条件として、請求することができます。

2 契約者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により、5 G 約款に規定する所属 5 G サービス取扱所、X i 約款に規定する所属 X i サービス取扱所又は F O M A 約款に規定する所属 F O M A サービス取扱所に請求していただきます。

3～4 (略)

5 契約者は、前項の規定により、本契約の契約上の地位の譲渡を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により、5 G 約款に規定する所属 5 G サービス取扱所、X i 約款に規定する所属 X i サービス取扱所又は F O M A 約款に規定する所属 F O M A サービス取扱所に請求していただきます。

6 (略)

第11条～第19条 (略)

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

第1章～第15章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表

第1～第3 (略)

第4 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用									
(1) (略)	(略)								
(2) 国内通信の種類	国内通信には次の種類があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)～(ウ) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(エ) 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>(オ) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	(ア)～(ウ) (略)	(略)	(エ) 削除	削除	(オ) (略)	(略)
種 類	内 容								
(ア)～(ウ) (略)	(略)								
(エ) 削除	削除								
(オ) (略)	(略)								
(3) (略)	(略)								
(4) 無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用	無線呼出し事業者等に係る相互接続通信((2)(エ)に規定する無線呼出し通信に係るものを除きます。)の料金については、無線呼出し事業者等に係る相互接続点を特定 F T T H 事業者の電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。								
(5)～(9) (略)	(略)								

2 料金額

国内通信に係るもの

2-1 第1種契約に係るもの

ア～ウ (略)

エ 削除

[ 現 行 ]

第1章～第15章 (略)

料金表

通則 (略)

第1表

第1～第3 (略)

第4 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用									
(1) (略)	(略)								
(2) 国内通信の種類	国内通信には次の種類があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)～(ウ) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(エ) 無線呼出し通信</td> <td>無線呼出し設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る通信</td> </tr> <tr> <td>(オ) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	(ア)～(ウ) (略)	(略)	(エ) 無線呼出し通信	無線呼出し設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る通信	(オ) (略)	(略)
種 類	内 容								
(ア)～(ウ) (略)	(略)								
(エ) 無線呼出し通信	無線呼出し設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る通信								
(オ) (略)	(略)								
(3) (略)	(略)								
(4) 無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用	無線呼出し事業者等に係る相互接続通信((2)(エ)に規定する無線呼出し通信に係るものを除きます。)の料金については、無線呼出し事業者等に係る相互接続点を特定 F T T H 事業者の電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。								
(5)～(9) (略)	(略)								

2 料金額

国内通信に係るもの

2-1 第1種契約に係るもの

ア～ウ (略)

エ 無線呼出し通信に係るもの

料 金 種 別	料 金 額
	次の秒数までごとに15円(税込額16.5円)

2-2 第2種契約に係るもの  
ア～ウ (略)

Ⅰ 削除

第5～第7 (略)

第2表～第4表 (略)

第5表 番号案内料等  
1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
番号案内料	1 電話番号等ごとに	250円 ( 275円)

別表1～別表2 (略)

別表3 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1～3 (略)	(略)
4 削除	削除
5 (略)	(略)

別表4～別表6 (略)

通信料	無線呼出し通信	45秒
-----	---------	-----

2-2 第2種契約に係るもの  
ア～ウ (略)

Ⅰ 無線呼出し通信に係るもの

料 金 種 別	料 金 額
	次の秒数までごとに15円(税込額 16.5円)
通信料	無線呼出し通信 40秒

第5～第7 (略)

第2表～第4表 (略)

第5表 番号案内料等  
1 (略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
番号案内料	1 電話番号等ごとに	税抜額 200円 (税込額 220円)

別表1～別表2 (略)

別表3 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1～3 (略)	(略)
4 無線呼出し事業者	無線設備規則第49条の5に規定する無線呼出し通信を行う電気通信事業者
5 (略)	(略)

別表4～別表6 (略)

附 則（令和 4 年 3 月 25 日経企第 3309 号）  
この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。